

私刑としての社会的制裁が損害賠償額の決定に及ぼす影響

—判断者のミクロ不公正感および感情に着目して—

Effects of social sanctions as lynch on the judgment of damages: Focusing on micro-unfairness and emotions.

板 山 昂*

Akira ITAYAMA

Abstract

This study examined social sanctions by others unrelated to the determination of punishment for social deviants, emotions, and sense of micro-unfairness (sense of sense of unfairness with regard to one's daily life with regard to one's daily life). The results of analysis revealed that social sanctions and punishment determination were complementary. In addition, social sanctions increased schadenfreude, and punishment was determined light if schadenfreude was strongly aroused. Moreover, persons with a strong sense of micro-unfairness tended to determine a heavy punishment for socially deviant acts. However, because schadenfreude is more likely to be aroused in persons with a high sense of micro-unfairness if they learn that social sanctions have been imposed (unhappiness of the person who received punishment), it was shown that punishment tends to be lightly determined based on the feeling of joy. The above findings suggest that regarding the background of the reduction of punishment (complementarity between social sanctions and the severity of punishment) due to misfortune (social sanctions) occurring for social deviants, in addition to the view that part of the punishment to be given was actually given, the feelings of the punishment determiner may be affected by the imposition of social sanctions.

キーワード：私刑としての社会的制裁, schadenfreude, 損害賠償額, ミクロ不公正感, 妬み感情, 怒り感情, 同情

I. 問題

社会的逸脱行為者に対する制裁には、国家による法的制裁 (i.e., 刑罰) だけでなく、法的制裁以外の非法的な制裁である社会的制裁も存在する。社会的制裁には、たとえば所属組織による社会的制裁である処分 (e.g., 退・停学, 解雇・減給) がある。この制裁は、法的制裁ではないものの組織によって体制化された公的な制裁と考えられ、あまりにも厳しすぎたり軽すぎたりしなければ問題にはならず、組織の運営上積極的に実行される。この社会的制裁と法的制裁には相補性があり、裁判での減刑事由になる場合が多い。

社会的制裁と法的制裁の相補性について、日置(2006)¹⁾の企業内での不祥事を題材にした研究では、組織による社会的制裁 (停職処分) が与えられた場合や賠償を行った場合には、刑罰を軽減しても良いと判断されており、社会的制裁と法的制裁には相補関係があることが示されている。また、鶴田(2018)²⁾は刑事事件の犯罪者に対しての法的制裁と社会的制裁の相補性の検証を目的とした実験を行っている。その結果、客観的指標 (社会的制裁の強さ, 法的制裁の重さ) の影響による法的制裁と社会的制裁の相補性

*関西国際大学 人間科学部

は確認されなかったが、主観的評価（社会的制裁の強さ認知、刑の重さ認知）において、法的制裁と社会的制裁の相補性の存在が示唆されている。ただし、鶴田(2018)²⁾の研究では、社会的制裁の強度としてマスコミ報道が匿名（低）か実名・顔写真有（高）が操作されているが、刑事事件のマスコミ報道で成人犯罪者の個人情報が報道されることは特段不自然なことではない。とはいえ、報道の強度で求められる刑罰に差異が生じるという点は、たとえば裁判員裁判の一般人における量刑判断に関わる問題である。また、制裁の客観的な強度の影響はみられず、主観的な強度評価の影響はみられていることについて、衡平理論(e.g., Adams, 1965³⁾)の観点からの考察を行っている。

しかし、社会的制裁の中にはマスコミ報道以外にも、事案に全くの無関係者による不適切な行為も散見される。たとえば、犯罪加害者（や家族）に対する攻撃行為（e.g., 嫌がらせ）である。また、近年問題となっているのがソーシャルメディア等を介した事案である。自分の逸脱行為をソーシャルメディア上にアップし、それを発見した者によって炎上が起こり、行為者や行為場所が特定され処分を受ける、店舗での行為の場合にはその店舗に批判が殺到し、場合によれば閉店に追い込まれ、損害賠償請求に至ることもある（i.e., バッカー事件）。さらには、そのような通報行為に留まらず、行為者を特定して個人情報等をネット上に公開し、糾弾するといった社会的制裁行為も後を絶たない。同様のパッシングや個人情報の流出に関しては、犯罪の加害者・被害者に関しても見られ、ときには誤情報であることもある。さらに、このような攻撃行為は私刑に該当し、社会的問題であるが、このような行為を賞賛し、その行為自体を求める者がいるのは事実である。そこで、どのような者が私刑としての社会的制裁を実行するのか、そして、どのような者がその社会的制裁を賞賛し、満足するかを明らかにすることも必要であろう。

炎上（Flaming）とは、「ある人物や企業の発信や行為について、ソーシャルメディア等に批判的なコメントが殺到する現象」と定義される（田中・山口, 2016⁴⁾）。本研究で注目するのは、ソーシャルメディア上で、炎上に至った社会的逸脱行為者に対して、行為場所や個人の特定、さらには個人情報の流出などの積極的な攻撃ともとれる無関係な他者による私刑といえる社会的制裁行為である。炎上への関与と性格特性との関連について、刺激欲求が強いほど炎上への関与の程度が高くなるが、この傾向は社会考慮により調整され、刺激欲求が強い者であっても社会に関わろうとする意識が低ければ炎上には関与しない可能性が示されている（小島・古澤, 2017⁵⁾）。炎上加担の動機について山口(2016)⁶⁾は、頻発している炎上について、ごく一部の人が正義感から加担しており、そのような人が複数の炎上事例に加担し、何度も書き込みをしていることを明らかにしている。また、炎上行為に関連するネット荒らし行為者の特性について、たとえば Buckels, Trapnell, & Paulhus (2014)⁷⁾や増井・田村・マーチ(2018)⁸⁾の研究では、犯罪行為をはじめとする反社会的行為と親和性の高いマキャベリアニズム傾向、サイコパシー傾向、自己愛性傾向を総称した個人特性の Dark Triad (Paulhus & Williams, 2002⁹⁾) およびサディズム傾向の高い者は荒らし行為をしやすいことを明らかにしている。また、増井他(2018)⁸⁾は、ネット荒らしと共感性の関連において、認知的共感よりも情動的共感の低さと関連する可能性を指摘している。

しかし、田中・山口(2016)⁴⁾や山口(2016)⁶⁾によれば、先述の通り炎上への実際の参加者は1%とごく一部の者が参加しているに過ぎず、ほとんどのユーザーは炎上に加担していないことになり、本研究で取り上げる無関係な第三者による私刑としての社会的制裁への加担者も同様に少ないといえる。ただし、多くのユーザーは炎上に加担しないものの、その炎上現象を見聞きし、炎上行為、そして炎上の原因となった逸脱行為者になんらかの評価や感情を抱いていると思われる。たとえば、本研究で取り上げる無関係な他者による私刑としての社会的制裁により、先に述べた鶴田(2018)²⁾と同様に行為者に与えるべきであった罰（苦痛など）が少なからず与えられたと認知され、法的・公的に与える（べきだと思われた）

罰からその分が軽減される、第三者から軽減してもいいと思われる可能性も考えられる。綿村(2011)¹⁰⁾の研究では、犯人(またはその家族)が犯行後に事故に遭うという、犯行とは無関連な不幸によっても刑を軽く判断されることが指摘されている。また、そのような減刑が行われるにあたっては、衡平理論(e.g., Adams, 1965³⁾)の観点だけでなく、社会的制裁が実行されることによって罰の判断者の感情が影響を受けることが背景の一つとして考えられる。

たとえば、社会的逸脱行為者に社会的制裁が加えられることで、行為者に不幸な出来事が起こったと認知すれば同情が情状酌量の要素として働いて罰を軽く、逸脱行為者への怒りの感情が低まれば制裁欲求が弱まるため罰を軽く判断すると考えられる。同情(sympathy)は「他者の困難を軽減したい、いたわりや心配の気持ち」などと定義される(e.g., Wispé, 1986¹¹⁾)。罰の判断に対する同情の影響に関しては、犯罪者に対して同情を喚起したほど量刑を軽く判断しやすいこと(e.g., Yamada, Camerer, Fujie, Kato, Matsuda, Takano, Ito, Suhara, & Takahashi, 2012¹²⁾)、犯罪者の情状酌量の余地の程度の判断が量刑に影響することなどが示唆されている(e.g., 板山, 2014¹³⁾, 2016¹⁴⁾)。

本研究でとりあげる怒り感情(anger)は、怒り感情の中でも義憤(moral outrage)にあたるといえる。義憤とは、自分が被害を受けたかどうかに関係なく、ある出来事やそれに関与した人物の行動が同義に反しているという知覚によって引き起こされる怒りと定義される(上原・中川・国佐・岩淵・田村・森, 2013¹⁵⁾)。法的判断に対する怒り感情の影響としては、犯罪者に対する怒り感情が強いほど、量刑を重く判断すること(e.g., 板山, 2016¹⁴⁾)や有罪率が高まること(e.g., Bright & Goodman-Delahunty, 2006¹⁶⁾)が明らかとなっている。

また、他人の不幸に対する喜びである *schadenfreude* (e.g., 澤田, 2008¹⁷⁾) が喚起することで満足感を得て、法的に与えるべきだと判断される量刑や罰金、支払うべきだと判断される損害賠償金の額など(i.e., 法的罰)が低まることが考えられる。この *schadenfreude* の喚起に関しては、感情喚起の対象となるターゲット人物に対する妬み感情がその喚起を促進することが指摘されていることから(e.g., 澤田, 2008¹⁷⁾)、本研究では妬み感情についても取り上げることとする。

さらに、社会的逸脱行為者に対する罰の判断には、判断者の「人々が行った行為に応じた報酬を得て、行った行為に応じた報いを受けるべきだ」という考えである公正世界信念(belief in a just world)(Lerner, 1965¹⁸⁾, 1970¹⁹⁾, 1971²⁰⁾, 1980²¹⁾) が影響することが指摘されている(e.g., 板山, 2014¹³⁾)。板山(2014)¹³⁾では、世の中に不公正感を感じるほど犯罪者を厳しく罰するべきだという厳罰志向性が強くなり、判断する罰を重くすることが指摘されている。さらに、Pietraszkiewicz(2013)²²⁾は、個人の公正世界信念が脅威にさらされることが *schadenfreude* の喚起を促進すると指摘していることから、自分は社会において不公正に扱われているというマイクロ不公正感(e.g., 川嶋・大淵・熊谷・浅井, 2011²³⁾)を感じている者ほど、自身の公正感を保つために社会的逸脱行為に怒りを感じやすく、逸脱行為者の不幸を望み、*schadenfreude* を喚起しやすいと考えられる。加えて、妬み感情は、「他者が自分よりも何らかの点で有利な状況にあることを知ることによって生じる不快な感情反応」と定義される(澤田, 2003²⁴⁾)。これらのことから、マイクロ不公正感(自分の現状に不満)を感じている者は、他者を妬みやすく、*schadenfreude* を喚起しやすい、そして喚起された *schadenfreude* (満足感)によって法的罰が低まると考えられる。

本研究では、近年注目されている犯罪にまでは至らない社会的逸脱行為のパッカー事件・バイトテロ事案を取り上げ、SNS上での個人情報の特定・流出を無関係な他者による私刑としての社会的制裁として扱うこととする。そして、罰の重さの指標として、社会的逸脱行為者が支払うべきだと判断される損害賠償金額を取り上げることとする。

II. 目的

本研究では、社会的逸脱行為者に対する罰の判断に、無関係な他者による私刑としての社会的制裁（SNS 上での個人情報の特定・流出）が及ぼす影響を検討する。また、判断者のマイクロ不公正感と逸脱行為者に対して生起する判断者の感情の影響についても検討することを目的とする。

III. 仮説

先に述べた先行研究の知見を踏まえ以下の仮説を立てた。

仮説. ミクロ不公正感は、妬み感情、schadenfreude および怒り感情、損害賠償額の判断へ正の影響を及ぼす。妬み感情は、schadenfreude と怒り感情に正の影響を及ぼす。SNS 上での個人情報の特定・流出（ダミー変数：無=0, 有=1）は schadenfreude と同情に正の影響を、怒り感情および損害賠償額に負の影響を及ぼす。また、schadenfreude および同情は損害賠償額に負の影響を、怒り感情は正の影響を及ぼす。これらを検証するため、Figure 1 の仮説モデルの検証を行う。

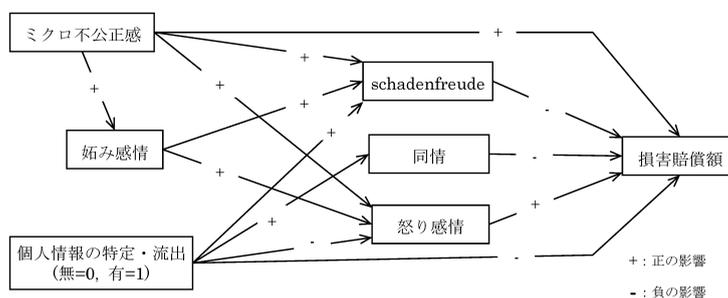


Figure 1 SNS 上での個人情報の特定・流出と不公正感から損害賠償額に至る仮説モデル

IV. 方法

1. 参加者および調査手続き

調査への協力は任意であることを確認の上、兵庫県内大学の講義後に調査票を配布し、協力してもらええる受講者を対象に匿名での回答を求め、その場で調査票を回収した。一つでも欠損値のある回答を除外した結果、最終的な参加者は、124名（男性 69名、女性 55名）となった（平均年齢 19.99 歳、 $SD=1.44$ ）。

なお、本研究は、関西国際大学の研究倫理委員会の承認（承認番号：第 H29-47-1 号）のもとで実施された。

2. 調査概要

Step1 まず、澤田(2008)¹⁷を参考に作成した社会的逸脱行為者となる大学生の A(19 歳)のプロフィール情報（回答者と同姓。一流大で成績優秀。家庭が比較的裕福。飲食店のアルバイト。友人が多い。）を提示した。

そして、ターゲット人物 A に関するプロフィール情報の提示後、澤田(2008)¹⁷が妬み感情尺度(澤田, 2006²⁵)や嫌悪対象者に対する感情尺度(金山・山本, 2003²⁶)を参考に作成した妬み感情尺度（5 項目）に 6 件法（1.全くそう思わない～6.非常にそう思う）で回答を求め、ターゲット人物 A に対する妬み感情を測定した。また、妬み感情の測定に際しては、ネガティブな感情の項目のみを並べることによる防衛的な回答となることを防ぐため、澤田(2008)¹⁷ 同様にターゲット人物に対する行為や憧れを尋ねるファイラー項目（6 項目：A さんはみんなから尊敬される人物だと思う。A さんと知り合いになればすぐに A さんを好きになると思う。など）への回答も求めた。

Step2) A の行った行為とその後の出来事の概要を提示した。具体的には、「バイト先の飲食店で、キッチンの業務用冷凍庫内に入るという不衛生なことをしている自分の写真を SNS に投稿し、結果的に飲食店の経営会社に不利益を生じさせたことから、A に損害賠償を求める方針となった。これまでの同様の事案に対しては、およそ 600 万円の損害賠償金が請求されている。この問題によって、A は大学を退学処分となった。」という内容である。

SNS 上での個人情報の特定・流出無し条件では上記の公的な社会的制裁の内容まで、SNS 上での個人情報の特定・流出有り条件では「同社・大学・マスコミなどは、実名を明かしていなかったが、A のこれまでの SNS の投稿等の情報から SNS ユーザーによって人物が特定され、実名、大学名、自宅住所、顔写真など様々な情報がネット上に掲載された。」という無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) の情報が加えられた。なお、参加者は、SNS 上での個人情報の特定・流出有り条件、無し条件に無作為に割り振られた。

Step3) 出来事の概要の提示後、A に対する感情として澤田(2008)¹²⁾が使用した *schadenfreude* の 7 項目および同情の 6 項目、A に対するの怒りを測定するため上原・中川・森・清水・大淵(2012)²⁷⁾の怒り形容詞尺度から 5 項目を抜粋し、これらをランダムに配置したうえで 6 件法 (1.全くそう思わない〜6.非常にそう思う) にて回答を求めた。

Step4) A に対する感情への測定後、「A に請求する損害賠償金として、600 万円を基準として考えた場合、それよりも高くすべきだと思いますか、それとも安くすべきだと思いますか」と尋ね、非常に安くすべき(-3)〜600 万円が妥当である(0)〜非常に高くすべき(+3)の 7 件法で回答を求めた。

3. 個人差変数の測定

回答者のマイクロ不公正感を測るため、川嶋他(2011)²³⁾の尺度 (2 項目) に独自に作成した 3 項目を追加したマイクロ不公正感尺度 (5 項目) に 6 件法 (1.全く当てはまらない〜6.非常によくあてはまる) で回答を求めた。なお、マイクロ不公正感尺度については、Step1 の前に回答を求めるパターン、Step4 への回答後に回答を求めるパターンの 2 パターンを設け、マイクロ不公正感尺度への回答による影響を相殺した。

なお、分析には HAD ver.16.057(清水, 2016²⁸⁾)および IBM SPSS Amos ver.25 を用いた。

V. 結果

1. ミクロ不公正感尺度の因子分析と各下位尺度得点の算出

まず、マイクロ不公正感尺度に対して主因子法による因子分析を行った。固有値の減衰状況から 1 因子構造が妥当であると判断され、Table 1 に示す「マイクロ不公正感」の 1 因子が抽出された ($\chi^2(4)=2.96, p=.564$; GFI=.99; AGFI=.96; CFI=1.00; RMSEA=.000, $\alpha=.80$)。そして、逆転項目の得点を反転したうえで計算した項目の平均得点をマイクロ不公正感の得点とした (得点が高いほど自身の日常に関する不公正感が強い)。

Table 1 ミクロ不公正感尺度の因子分析結果 (主因子法)

マイクロ不公正感 ($M=3.05, SD=0.90, \alpha=.80$)	
私は、この社会の中で公正には扱われていない。●	.80
私は、この社会の中で不正な扱いを受けている。●	.75
私は普段、同じことをしていても、 周りの人に比べて悪い扱いを受けている。	.67
私は普段、成果に見合った正当な評価を受けている。	-.61
私は普段、おこないに見合った正当な扱いを受けている。	-.50

$\chi^2(4)=2.96, p=.564$; GFI=.99; AGFI=.96; CFI=1.00; RMSEA=.00

●は川嶋他(2011)²³⁾オリジナルの項目

妬み感情($M=2.72, SD=0.95, \alpha=.81$), schadenfreude ($M=2.00, SD=0.83, \alpha=.88$), 同情($M=2.82, SD=1.02, \alpha=.79$), 怒り感情($M=2.82, SD=1.19, \alpha=.87$)に関しては, それぞれの先行研究にならい各因子の平均得点を算出し, 各尺度の因子の得点とした。

2. SNS 上での個人情報の特定・流出とマイクロ不公正感から逸脱行為者への感情, 損害賠償額の判断への影響

SNS 上での個人情報の特定・流出(無=0,有=1)とマイクロ不公正感から, 各感情を介して損害賠償額へ及ぼす影響を検証するため, 構造方程式モデリングを用いて仮説モデル(Figure 1)の検証を行った(Figure 2)。

分析の結果, マイクロ不公正感から怒り感情への影響, 個人情報の特定・流出の有無から同情および怒り感情への影響, 同情から損害賠償額への影響は有意ではなく, モデルも適合には至らなかった($\chi^2(7)=13.86, p=.054; GFI=.97; AGFI=.89; CFI=.94; RMSEA=.089$ 95%CI = [.000, .169]; AIC=55.86)。

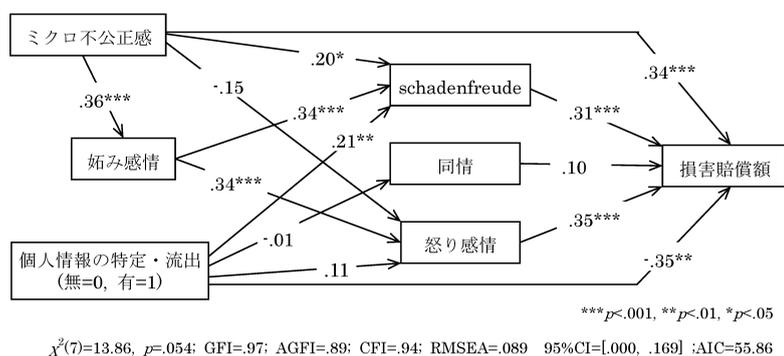


Figure 2 SNS 上での個人情報の特定・流出と不公正感から損害賠償額に至る仮説モデルの分析結果

そこで, 非有意なパスを削除し, 修正指数をもとにモデルの改善を行った。その結果, 適合度は改善され($\chi^2(9)=11.31, p=.255; GFI=.97; AGFI=.92; CFI=.98; RMSEA=.045$ 95%CI = [.000, .127]; AIC=49.31),

Figure 3 に示す最適モデルが得られた。

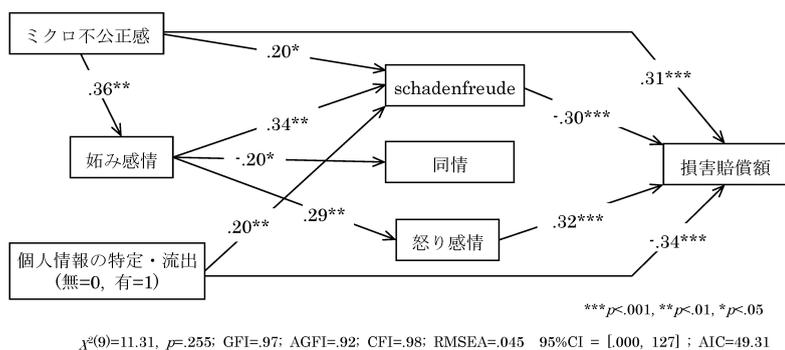


Figure 3 SNS 上での個人情報の特定・流出と不公正感から損害賠償額に至る因果モデル

まず、損害賠償額には、怒り感情とマイクロ不正感が有意な正の影響、schadenfreude と SNS 上での個人情報の特定・流出が有意な負の影響を及ぼしていた。schadenfreude にはマイクロ不正感、妬み感情、SNS 上での個人情報の特定・流出がそれぞれ有意な正の影響を及ぼしていた。同情には妬み感情が負の影響を、怒り感情には妬み感情が正の影響を及ぼしていた。妬み感情にはマイクロ不正感が有意な正の影響を及ぼしていた(Figure 3)。

VI. 考察

本研究の目的は、社会的逸脱行為者に対する損害賠償額の判断に、無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) が及ぼす影響を検討すること、また、判断者のマイクロ不正感と逸脱行為者に対して生起する判断者の感情の影響についても検討することであった。

無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) とマイクロ不正感から、各感情を介して損害賠償額へ及ぼす影響を検討した結果(Figure 3)、自身が日常的に不公正に扱われているというマイクロ不正感 (e.g., 川嶋他, 2011²³) が高いと、損害賠償額を高く判断する結果となった。このことから、日常的に不公正を感じている人ほど社会的逸脱行為者に対する罰を重く判断する可能性が考えられる。このような結果となった理由としては、第三者に対する罰によって、自身の不正感を解消しようという動機が働いている可能性が考えられる。なお、板山(2014)¹³の検討した不公正に対する認知は、世の中が不公正であるかというものであったが (良い行いをした人が報われておらず、悪い行いをしていない人が相応の罰を受けていない、など)、自身が不公正に扱われているかといったマイクロレベルの不公正の認知も罰の判断に影響する可能性が示唆された。さらに、マイクロ不正感が高い者は、社会的逸脱行為者に対する不幸に schadenfreude を強く喚起するという結果も得られた。この結果は、個人の公正世界信念が脅威にさらされることが schadenfreude の喚起を促進するという指摘 (Pietraszkiewicz, 2013²²)や、澤田(2008)¹⁷が先行研究の知見から述べている「自己の劣等生や平等でないという感覚が、他者が不幸に見舞われることによって意識されなくなり、その結果として喜びがもたらされる」、「schadenfreude には、自ら何も成さなくとも、低下したり不安定になってしまったりした自己像が回復されたことを示す機能があるとも推察される」という指摘に一致するものと思われる。

無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) については、損害賠償額に対する負の影響が見られ(Figure 3)、無関係な他者による私刑としての社会的制裁がある場合に罰が軽くなる可能性があるといえる。このことは、日置(2006)¹⁴や鶴田(2018)²⁰と同様の社会的制裁と法的罰との相補性がみられたといえる。

さらに、無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) から schadenfreude への正の影響、schadenfreude から損害賠償額への負の影響もみられたことから、schadenfreude を介して間接的に損害賠償額を低める可能性も示唆された。これは、無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) により schadenfreude という一種の満足感が得られたことで、制裁動機が低められたものと考察される。また、怒り感情から損害賠償額への影響はみられたものの、無関係な他者による私刑としての社会的制裁 (SNS 上での個人情報の特定・流出) から怒り感情への影響はみられなかった。以上のことから、社会的制裁と法的罰の相補性、つまり社会的逸脱行為者に起こった不幸による減刑の背景については、鶴田(2018)²⁰と同様に与えられるべき罰が一部与えられたという衡平理論(e.g., Adams, 1965³)の観点に加え、社会的制裁が実行されることによって罰の判断者の schadenfreude が喚起され、この感情の影響を受けることが要因のひとつであることが

示唆された。

さらに、板山(2016)¹⁴⁾と同様に怒り感情が罰(損害賠償額)を厳しく判断させ、澤田(2008)¹⁷⁾と同様に妬み感情が *schadenfreude* および怒り感情を高め、マイクロ不正感(妬み感情を高めるという結果も得られた。このことから、自身の日常に対する不正感が強い者は、社会的に優位な者による社会的逸脱行為に対して無関係な他者による私刑としての社会的制裁が起こった場合には、妬み感情および *schadenfreude* を介して罰を軽く判断をする傾向が強くなり、無関係な他者による私刑としての社会的制裁がなされない場合には、妬み感情および怒り感情を介して罰を重く判断する可能性が考えられる。

また、澤田(2008)¹⁷⁾では妬み感情から同情への影響が見られなかったが、本研究においては有意な負の影響がみられた。この理由としては、澤田(2008)¹⁷⁾が使用したシナリオは刑事事件であるとともに起こった不幸も必然の出来事であったと思われるが(飲酒運転による逮捕によって内定が取り消され、恋人にもふられてしまう)、本研究で使用したシナリオは民事事件であり、公的罰(企業に賠償金を請求される、大学を退学になる)に加えて、本来必要でない無関係な他者による私刑としての社会的制裁までをとりあげたといった点でシナリオが質的に異なっていた可能性がある。また、同情から損害賠償額への影響は有意ではなかった。以上の結果から(Figure 3)、仮説 1(Figure 1)は一部支持されなかったもの、おおむね支持されたといえるだろう。なお、板山(2014¹³⁾, 2016¹⁴⁾においては、犯罪者の情状酌量の余地の程度の判断が量刑に影響することが示唆されているが、本研究で取り扱った同情を喚起した事情(第三者による私刑ともいえる社会的制裁)は情状酌量の観点からはそれには値しなかった可能性が考えられる。

本研究の結果から考えられることは、社会的逸脱行為者に対する罰・不幸を望む者も、私刑ともいえる社会的制裁(不幸)が加えられることによって満足してしまう(それで制裁欲求を解消してしまう)こと、さらに、罰の判断で考慮すべきではないと考えられる個人情報(特定・流出)といった私刑としての社会的制裁や感情に影響を受ける可能性があることである。

本研究の課題点は以下のとおりである。第 1 に、本研究でとりあげた事案は民事事件であり、鶴田(2018)²⁾と同じく刑事事件を対象とした検討も必要であるし、社会的制裁の種類による比較検討も必要である。第 2 に、本研究の参加者は大学生のみであり、板山(2018)²⁰⁾は大学生とその保護者では保護者の判断する量刑が重いことを明らかにしている。そこで、幅広い年齢層を対象とした検討も必要である。第 3 に、本研究では個人差変数としてマイクロ不正感を取り上げたが、その他の個人差変数を取り上げる必要もあるだろう。以上の点を考慮にいれた検討を今後行う必要がある。

【引用文献】

- 1) 日置孝一「法的制裁と非・法的制裁—法と心理学のアプローチ」『COE CDAMS ディスカッションペーパー』, 1-12 頁, 2006
- 2) 鶴田 智「犯罪者に対する法的制裁と社会的制裁の相補性の検証」『対人社会心理学研究』18 巻, 173-178 頁, 2018
- 3) Adams, J. S. “Inequity in social exchange” *Advances in Experimental Social Psychology*, 2, 267-299, 1965
- 4) 田中辰雄・山口真一『ネット炎上の研究』 勁草書房, 2016
- 5) 小島弥生・古澤照幸 「インターネット上の炎上への関与に刺激欲求が及ぼす影響」『埼玉学園大学紀要. 人間学部篇』17 巻, 113-126 頁, 2017

- 6) 山口真一「炎上加担動機の実証分析」『2016年社会情報学会 (SSI) 学会大会予稿』2016
- 7) Buckels, E. E., Trapnell, P. D., & Paulhus, D. L. “Trolls just want to have fun” *Personality and Individual Differences*, 67, 97-102, 2014
- 8) 増井啓太・田村紋女・マーチ, エヴィータ 「日本語版ネット荒らし尺度の作成」『心理学研究』89巻, 602-610頁, 2018
- 9) Paulhus, D. L., & Williams, K. M. “The dark triad of personality: Narcissism, Machiavellianism, and psychopathy” *Journal of Research in Personality*, 36, 556-563, 2002
- 10) 綿村英一郎「犯罪事実とは無関係な情報が一般市民の量刑判断に及ぼす影響」『応用心理学研究』38巻, 145-146頁, 2011
- 11) Wispé, L. “The distinction between sympathy and empathy: To call forth a concept, a word is needed” *Journal of personality and social psychology*, 50, 314-321, 1986
- 12) Yamada, M., Camerer, C. F., Fujie, S., Kato, M., Matsuda, T., Takano, H., & Takahashi, H. “Neural circuits in the brain that are activated when mitigating criminal sentences” *Nature Communications*, 3, 759, 2012
- 13) 板山 昂『裁判員裁判における量刑判断に関する心理学研究—量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察—』 風間書房, 2014.
- 14) 板山 昂「厳罰志向性と賠償の有無および加害者に対する怒りの感情が量刑判断に及ぼす影響の検討」『人間文化 H&S』39号, 33-40頁, 2016.
- 15) 上原俊介・中川知宏・森 丈弓・清水かな子・大淵憲一「関係規範の違反に対するシグナルとしての怒り感情: 知覚された欲求責任違反の媒介的役割」『社会心理学研究』27巻, 161-173頁, 2012
- 16) Bright, D. A., & Goodman-Delahunty, J. “Gruesome evidence and emotion: Anger, blame, and jury decision-making” *Law and human behavior*, 30, 183-202, 2006
- 17) 澤田匡人「シャーデンフロイデの喚起に及ぼす妬み感情と特性要因の影響」『感情心理学研究』16巻, 36-48頁, 2008
- 18) Lerner, M. J. “Evaluational of performance as a function of performer's reward and attractiveness” *Journal of Personality and Social Psychology*, 1, 355-360, 1965
- 19) Lerner, M. J. “The desire for justice and reactions to victims” In J. Macaully & L. Bercowitz (Eds.), *Altruism & helping behavior*. New York: Academic Press, 1970
- 20) Lerner, M. J. “Observer's evaluation of a victim: Justice, guilt, and veridical perception” *Journal of Personality and Social Psychology*, 20, 127-135, 1971
- 21) Lerner, M. J. “The belief in just world: A fundamental delusion” New York: Premium Press, 1980
- 22) Pietraszkiewicz, A. “Schadenfreude and just world belief” *Australian Journal of Psychology*, 65, 188-194, 2013
- 23) 川嶋伸佳・大淵憲一・熊谷智博・浅井暢子「社会的不平等とマイクロ公正感」『法と心理』11巻, 47-57, 2011
- 24) 澤田匡人「児童・生徒における妬み感情喚起場面の諸側面」『筑波大学発達臨床心理学研究』15巻, 57-64, 2001
- 25) 澤田匡人『子どもの妬み感情とその対処—感情心理学からのアプローチ—』新曜社, 2006
- 26) 金山富貴子・山本真理子「嫌悪対象者に対する感情の構造」『筑波大学心理学研究』26号, 121-131, 2003

- 27) 上原俊介・中川知宏・森 丈弓・清水かな子・大淵憲一「関係規範の違反に対するシグナルとしての怒り感情」『社会心理学研究』27巻, 161-173, 2012
- 28) 清水裕士「フリーの統計分析ソフト HAD: 機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案」『メディア・情報・コミュニケーション研究』1巻 59-73, 2016.
- 29) 板山 昂「厳罰志向性と量刑判断に関する大学生と保護者の比較」『対人社会心理学研究』18巻, 165-171, 2018

Appendix

1. ターゲット人物のプロフィール

大学生の A さん(19)は, 都内の一流大学に通っている。成績は非常に優秀であり, 教授からの信頼も厚い。

現在ひとり暮らしをしているが, 家庭が比較的裕福であるため, 毎月多くの仕送りをもらっている。そのため, 生活に不自由はないが, 貯金とより自由に使えるお金を得るために飲食店でアルバイトをしている

明るい性格で友人が多く, 休みの日には毎回のよう5, 6人の友人と遊んでいる。

2. 出来事の概要

A さんは, 201X年●月7日バイト先の飲食店で, キッチン業務用冷凍庫内に入る(首から上を出して)という不衛生なことをしている自分の写真を撮って「もうすぐバイトおわる時間」と自慢げに自身の Twitter に投稿(アップ)した。

A さんは, Twitter のアカウントを誰でも見ることができる設定にしていたため, 投稿内容はすぐに拡散するとともに店舗も特定された。そして, その投稿を見た多くの人からの苦情・連絡が飲食店の経営会社に殺到し, その行為が発覚した。

同社は, 投稿が判明した7日付で A さんを懲戒解雇とすること, 店舗を臨時休業にして清掃や消毒を行うこと, 従業員の指導・再発防止につとめること, 謝罪文をホームページ上に掲載した。

その後, 店舗は臨時休業にされ, 清掃や消毒を行うなど再開準備を進めたが, 同飲食店会社の幹部は「店のイメージが損なわれ, 再開は許されないと判断した」と説明し, 問題の起こった店舗を閉店した。同社には12日までに, 電話やメールなどで約120件の苦情が寄せられたという。また, 懲戒解雇された A さん以外の同店のアルバイト従業員26人は全員が契約解除となり, この問題で経営への悪影響も懸念されるなどとして, 同社は A さんに損害賠償を求める方針となった。

これまで全国では, 同様の事案に対しての損害賠償金として, およそ600万円が請求されている。また, この問題によって, A さんは大学を退学処分となった。

3. SNS 上での個人情報の特定・流出有り条件に提示した制裁の概要

同社・大学・マスコミなどは, A さんが未成年であったことから, 実名を報道することは行っていないが, A さんのこれまでの Twitter の投稿等の情報から Twitter 利用者によって人物が特定され, 実名, 大学・学部学科名, 出身高校, 親の職場, 自宅住所, 顔写真など様々な情報が Twitter をはじめとするネット上に掲載されてしまった。